

[様式 第1号]

出生申告書		※裏面の作成方法を読んで記入し、選択項目は該当番号に“○”で表示して下さい				
(年 月 日)						
① 出生者	姓 名	ハングル	本貫 (漢字)	性別	①男 ②女	☐婚姻中の出生者 ☑婚姻外の出生者
	出生日時	年 月 日 時 分(韓国時刻: 24時刻制)				
	出生場所	①自宅 ②病院 ③その他	市(道) 区(郡) 洞(邑,面) 番地の			
	両親が定めた登録基準地					
	住所	世帯主 および 関係		の		
子供が二重国籍者の場合、その事実および取得した外国国籍						
② 父母	父 姓名	(漢字:)	本貫(漢字)	住民登録番号	-	
	母 姓名	(漢字:)	本貫(漢字)	住民登録番号	-	
	父の登録基準地					
母の登録基準地						
婚姻申告時子供の姓・本貫を母の姓・本貫とする協議書を提出しましたか? はい☐ いいえ☐						
③親生子(嫡出子)関係不存在確認判決などにもなう家族関係登録簿の閉鎖後に改めて出生申告する場合						
閉鎖登録簿上の特定事項	姓 名		住民登録番号	-		
	登録基準地					
④その他事項						
⑤ 申告人	姓 名	㊸又は 署名		住民登録番号	-	
	資格	①父 ②母 ③同居親族 ④その他(資格:)				
	住所					
	電話	Eメール				
⑥ 提出人	姓 名		住民登録番号	-		

※ 次は国家の人口政策樹立に必要な資料として「統計法」第32条および第33条によって忠実に答える義務があり個人の秘密事項はどこまでも保護されるので事実通りに記入して下さい。

出生者に関する事項	
⑦妊娠週数	妊娠 <input type="text"/> 週 <input type="text"/> 日 ⑧新生児体重 <input type="text"/> . <input type="text"/> kg
⑨多胎児か否か 及び 出生順位	①単胎児 ②双胎児(双子) → 双子中 ①一番目 ②二番目 ③三胎児 以上 → <input type="text"/> 胎児中 <input type="text"/> 番目
出生者の父に関する事項	
⑩国籍	① 韓国人 ② 帰化した韓国人(以前の国籍:) ③ 外国人(国籍:)
出生者の母に関する事項	
⑩国籍	① 韓国人 ② 帰化した韓国人(以前の国籍:) ③ 外国人(国籍:)
⑪実際の生年月日	陽歴 / 陰歴 年 月 日
⑫最終卒業学校	①無学 ②小学校 ③中学校 ④高校 ⑤大学 ⑥大学院以上
⑬職 業	* 主な仕事の種類と内容を記入します。
⑭実際の結婚生活開始日	年 月 日 から
⑮母の全出産児数	この子供まで総 <input type="text"/> 名 出産 (<input type="text"/> 名 生存, <input type="text"/> 名 死亡)

※ 아래 사항은 신고인이 기재하지 않습니다. 下記の事項は申告人が記入しません。

邑面洞受付	家族関係登録官庁 送付	家族関係登録 受付および処理
	住民登録 番 号	
	年 月 日(印)	

作成方法

- ①欄：出生者の名前に使う漢字は最高裁規則が決める範囲内のもの(人名用漢字)で、名前字は5字(姓は含まない)を超えないようにしなければなりません。 使用可能な人名用漢字は最高裁電子請願センター(www.scourt.go.kr/minwon)で確認できます。
：出生日時を24時刻制で記入します。(例:午後2時30分→ 14時30分)
：我が国民が外国で出生した場合には現地出生時刻を韓国時刻で換算して出生時刻を記入し、その現地出生時刻がサマータイムが適用された時刻の場合にはそれに関する事実を記入します。
：子供が二重国籍者の場合、その事実および取得した外国国籍を記入します
- ②欄：父に関する事項-婚姻外出生者を母が申告する場合には記入しないで、結婚解消後100日以内に再婚した女が再婚成立後200日以後、直前婚姻の終了後300日以内に出生して母が出生申告をする場合には父の姓名欄に“父未定”として記入します。
：登録基準地-両親がどちらも外国人ならば、その両親の国籍(出生申告当時)を各々記入して、両親中一方が外国人ならば外国人の父または、母の国籍を記入します。
- ③欄：親子関係不存在確認判決、親生不認の判決などで家族関係登録簿閉鎖後に、改めて出生申告する場合にだけ記入します。
- ④欄：家族関係登録簿に記録を明確にするために特に必要な事項を記入します。
- 次の順位の低い申告義務者が出生申告をする場合:順位が高い者(両親)が申告を出来ない理由
- 出生前に胎児認知した事実および胎児認知申告した官庁
- 外国で出生した場合:その現地出生時刻を記入し、サマータイム実施期間中に出生した時は、その出生時刻の横に“(サマータイム適用)”と表示する。
- 外国人の父の姓に従って外国式の名前で父の家に登録されているが、韓国式の名前で出生申告する場合:外国で申告された姓名
- 「民法」第781条第1項の但し書きによって婚姻申告時、母の姓、本貫に従うと協議した場合、その趣旨
- ⑥欄：提出者(申告人か否かは不問)の姓名および住民登録番号記入[受付担当公務員は身分証と対照]
- ⑦~⑨ 出生者欄:出生者に関する事項です。
- ⑨欄：多胎児(双子以上)の有無は実際に出生した子供の数と関係なく妊娠していた当時の胎児数に“○”表示して、多胎児中出生申告対象の子供ごとに出生順位が何番目なのかを表示します。
- ⑩~⑫ 父母欄：出生当時の出生者の両親に関する事項です。
- ⑫欄：教育科学技術部長官が認めるすべての正規教育機関を基準として記入し、各級学校の在学または、中退者は最終卒業した学校の該当番号に“○”で表示します。
“○” 표시<例示>大学3年中退;高等学校に“○”表示
- ⑬欄：子供が出生する当時の両親の主な職業をいい、主な仕事の種類と内容を事業者名と共に記入します。
<例示> ○○会社営業部販売促進社員、○○商店街で衣類販売、私有地で稲作
- ⑮欄：母の全出産児数 -申告書上の子供を含め、全部で何人の子供を出産し、その中の生存児と死亡児数を記入して、母が再婚の場合には以前の婚姻で産んだ子供まで含みます。

添 附 書 類

1. 出生証明書 1通(次の中から1つ).
 - 医師や助産師が作成したもの。
 - 出生者が病院など医療機関で出生しなかった場合には出生事実を知っている者が作成したもの(この出生証明書様式は家族関係登録例規第283号に別に定める)。
 - 外国の官公庁が作成した出生申告受理証明書(または、出生証明書)と翻訳文。
- ※ 下記の2項又及び3項は家族関係登録官庁で電算システムでその内容を確認できる場合、添付を省略します。
2. 出生者の父または母の婚姻関係証明書1通
 - 父が婚姻外の者を出生申告する場合には必ず母の婚姻関係証明書添付。
 - 出生者の母の家族関係登録簿がなかったり登録されているのかが明らかでない人の場合にはその母が人妻でないことを公証する書面または、2人以上の隣人の保証書。
 3. 子供の出生当時母が韓国人であることを証明する書面(例:母の基本証明書) 1通(1998.6.14.以後に外国人の父と韓国人の母の間に出生した子供の出生申告をする場合)。
 4. 子供の出生当時に大韓民国国民の父または母の家族関係登録簿がなかったり明らかでない人の場合は、父または母に対する姓名、生年月日など人的事項を明らかにした我が国の官公庁が発行した公文書写本1部(例:パスポート、住民登録簿、その他の証明書)。
 5. 子供が二重国籍者の場合、取得した国籍を明らかにする資料1部。
 6. 身分確認[家族関係登録例規第23号による]
 - 申告人が出向いた場合:身分証明書
 - 提出人が出向いた場合:申告人の提出人の身分証明書写本 及び 提出人の身分証明書
 - 郵便提出の場合:申告人の身分証明書写本